

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		環境管理課		○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	
【規則】				○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃	
○ 収納代理金融機関の指定の一部改正 （県例規集登載）		会計課		【選挙管理委員会】	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定		障害福祉課		○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載）	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更		〃			
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止		〃			
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更		〃			
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止		〃			
○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定		〃			
○ 保安林の解除予定		治山課			
【公告】					
				選挙管理委員会	
				〃	
				〃	
				〃	
				〃	
				経営支援課	
				監理課	
				建築指導課	

◎岡山県規則第七十一号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第七の一の項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改め、同表の六の項中「ひ素」を「砒素^ひ」に改め、同表の十の項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

別表第八の一の項中「一五〇ミリグラム」を「四五ミリグラム」に改め、同表の五の項中「ひ素」を「砒素^ひ」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百四十二号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表中 「朝銀西信用組合
株式会社商工組合中央金庫」

を「朝銀西信用組合」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
フアーマシー薬局たかや	井原市高屋町246-1	R2.8.17
津山薬局河辺店	津山市河辺1039-1	R2.9.1

◎岡山県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
竹北歯科・矯正歯科クリニック	玉野市田井5-3-13	名称	竹北歯科クリニック	竹北歯科・矯正歯科クリニック	R2.7.27
さくら薬局瀬戸内邑久店	瀬戸内市邑久町豊原339-2	名称	岡本薬局	さくら薬局瀬戸内邑久店	R2.9.1

◎岡山県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年十月十三日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
フアーマシー薬局たかや	井原市高屋町247-1	R2.8.17

◎岡山県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
居宅介護事業者	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1-1	さくら薬局瀬戸内邑久店	瀬戸内市邑久町豊原339-2	事業所の名称	岡本薬局	さくら薬局瀬戸内邑久店	R2.9.1
介護予防事業者	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1-1	さくら薬局瀬戸内邑久店	瀬戸内市邑久町豊原339-2	事業所の名称	岡本薬局	さくら薬局瀬戸内邑久店	R2.9.1

◎岡山県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社フーマーシイ	広島県福山市沖野上町四丁目13-27	フーマーシイ薬局たかや	井原市高屋町247-1	R2.8.17
介護予防事業者	株式会社フーマーシイ	広島県福山市沖野上町四丁目13-27	フーマーシイ薬局たかや	井原市高屋町247-1	R2.8.17

◎岡山県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏 名	住 所	指定年月日
近江 茜	赤磐市仁堀東332-3	R2.9.15

◎岡山県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

備前市日生町日生字南椿ノ浦二五七五の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

令和2年10月13日 岡山県公報 第12235号

〔四五七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ノースランド

所在地 津山市上河原字上髭田一六〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 石原 祐佑

（変更後） 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 日笠商事株式会社

住所 津山市戸島六三四番地一二

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

イ 名称 株式会社大黒屋

令和2年10月13日 岡山県公報 第12235号

住所 津山市元魚町二三番地二

代表者の氏名 代表取締役 林 泰史

(変更後)

ア 名称 株式会社ジョイアーバン

住所 鳥取県米子市角盤町一丁目二七番地二

代表者の氏名 代表取締役 宇田川 正樹

イ 退店のため削除

4 変更年月日

平成三十年八月一日ほか

二 届出年月日

令和二年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十月十三日から令和三年二月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市福田町地内	測 量 区 域
基準点測量	測 量 の 種 類
令和二年十月一日から令和三年二月二十八日まで	測 量 期 間

令和2年10月13日 岡山県公報 第12235号

〔四五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字諸上東一―六七―五、一―六七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区いずみ町一―三四 C―三

中塚 裕士

三 許可番号

岡山県指令建指第九七号

〔四六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字諸上東一 一六七―八、一 一六七―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中五八四 田中宿舎C棟三〇一号室

原田 和明

三 許可番号

岡山県指令建指第一五二号

令和2年10月13日 岡山県公報 第12235号

〔四六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二六五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

津山市津山口三一七―一〇県職員官舎B棟二〇二号室

松村 一輝

倉敷市平田二七〇―二グレース―幸田二〇八

松村 香苗

三 許可番号

岡山県指令建指第一六三号

令和2年10月13日 岡山県公報 第12235号

〔四六二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七五―八、二七五―九、二七七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八三七―アヴニール・アンジュ二〇一

藤村 頼隆

藤村 萌

三 許可番号

岡山県指令建指第一八八号

令和2年10月13日 岡山県公報 第12235号

〔四六三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目一三―一〇七、真壁字中溝三三八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一八〇―一シャルマンフルールIA二〇二号

麦田 将司

麦田由香里

三 許可番号

岡山県指令建指第一五八号

◎岡山県選管告示第六十八号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十月十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表病院の項中「岡山市中区今谷七七〇―一」を「岡山市中区今在家三〇四―六」に改める。